

議題 2 男女共同参画について

(1) 男女共同参画について

① 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法の第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

「互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる社会」が男女共同参画社会です。

② 男女を取り巻く環境

男女共同参画社会に対する意識は年々向上し、性別に関係なく個人がその能力を発揮できる社会の実現へ向けた機運は高まっています。一方で、依然として家庭・職場・地域において固定的な性別役割分担意識や、性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っています。

また、依然として男女間の賃金格差や雇用形態の違い（非正規雇用に占める女性割合の高さなど）が見られることや、男性の育児・介護への参加状況、家庭や職場のジェンダーバランスを改善していくことも重要な課題です。

さらに近年では、多様な性のあり方やライフスタイルに対する理解を深める必要性も増しており、LGBTQ+^{*}の当事者の方々等への配慮や支援も、男女共同参画の視点から取り組むべき課題として注目されています。

*LGBTQ+とは

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとった言葉で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を表す総称の1つです。「+」は、セクシュアリティは多様で、他にも様々なセクシュアリティがあることを意味しています。

(2) 男女共同参画を取り巻く動向

① ジェンダー・ギャップ指数（GGI）から

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の1つとなっています。2025年の日本の順位は148か国中118位で、これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況です。日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では148か国中125位、経済分野では148か国中112位と、全体の順位を引き下げています。

ジェンダー・ギャップ指数 2025 の国際順位

総合	政治	経済	教育	健康
118位/148か国	125位	112位	66位	50位

資料：内閣府男女共同参画局

② 持続可能な開発目標“SDGs”から

“SDGs (Sustainable Development Goals)”は、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年(2030年)を期限とする包括的な17の目標(ゴール)です。女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17のゴールの一つに「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

国際研究組織のSDSNが令和6年(2024年)6月に公表した、世界各国のSDGsの達成状況をまとめたレポートによると、日本の全体順位は167か国中18位とアジアでは最高順位であったものの、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」では、4段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されています。そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっています。

(3) 男女共同参画に係る取り組みの変遷

男女共同参画に係る取り組みの変遷			
	国の動き	千葉県の動き	白井市の動き
1970年代	1977年1月 国内行動計画 策定	1979年4月 各支庁に婦人問題担当窓口を設置	
1980年代	1985年6月 女子差別撤廃条約 批准 ★1985年6月 男女雇用機会均等法 公布	1981年11月 千葉県婦人施策推進総合計画 策定 1985年8月 千葉県婦人問題懇話会 設置	
1990年代	★1991年5月 育児休業法 公布 ★1999年6月 男女共同参画社会基本法 公布・施行	1996年3月 ちば新時代女性プラン 策定 1996年11月 千葉県女性センター 開設	1998年 「『男女共生』に関する住民意識調査」 実施
2000年代	2000年12月 男女共同参画基本計画 策定 ★2001年10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 施行 2005年12月 第2次男女共同参画基本計画 策定 2007年12月 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 策定	2001年3月 千葉県男女共同参画計画 策定 2002年4月 千葉県女性サポートセンター 開設 2006年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画 策定 2006年8月 ちば県民共生センター 開設 2006年12月 第2次千葉県男女共同参画計画 策定 2009年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次) 策定	2001年4月 白井市男女平等推進行動計画 ステッププラン21 策定
2010年代	2010年12月 第3次男女共同参画基本計画 策定 2013年6月 日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 2014年6月 日本再興戦略に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ★2015年9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(2016年4月全面施行) 2015年12月 第4次男女共同参画基本計画 策定 ★2018年5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ★2019年6月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	2011年3月 第3次千葉県男女共同参画計画 策定 2012年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次) 策定 2016年3月 第4次千葉県男女共同参画計画 策定 2017年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次) 策定	2011年4月 白井市男女平等推進行動計画(第2次計画) 2016年4月 白井市男女平等推進行動計画<2016~2025>
2020年代	2020年12月 第5次男女共同参画基本計画 策定 ★2022年5月 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(2024年4月施行)	2021年3月 第5次千葉県男女共同参画計画 策定 2022年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次) 策定 2024年1月 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例 施行	

★:主な男女共同参画に係る法律の制定等

(4) 国・県の動向

■ (国) 第5次男女共同参画基本計画 (令和2年12月 閣議決定)

<目指すべき社会>	<基本的方向性 (強調している視点) >
<p>①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</p> <p>②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</p> <p>③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</p> <p>④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会</p>	<p>●あらゆる分野における女性の参画拡大 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、雇用、地域活動、科学技術・学術における男女共同参画の推進 など</p> <p>●安全・安心な暮らしの実現 DVの根絶、生活上の困難に対する支援と多様性の尊重、生涯を通じた健康支援、防災・復興、環境問題など</p> <p>●男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 各種制度の整備、男女双方の意識改革・理解促進、国際的な協調・貢献 など</p> <p>●推進体制の整備・強化 あらゆる分野への男女共同参画・女性活躍の視点の確保、地域における推進体制など</p>

■ (県) 第5次千葉県男女共同参画計画 (令和3年)

<基本目標と基本的な課題>	<重点的取組>
<p>I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり</p> <p>1 労働の場における男女共同参画の促進</p> <p>2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進</p> <p>3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進</p> <p>II 安全・安心に暮らせる社会づくり</p> <p>4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重</p> <p>5 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p> <p>6 生涯を通じた健康づくりの促進</p> <p>7 防災・復興における男女共同参画の促進</p> <p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p> <p>8 男女共同参画への意識づくり</p> <p>9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実</p>	<p>(1) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の普及促進</p> <p>(2) 子育て・介護への支援</p> <p>(3) 地域活動における男女共同参画の促進</p> <p>(4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進</p> <p>(5) DV・児童虐待 (しつけと称する体罰含) 等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援</p> <p>(6) 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進</p> <p>(7) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進</p>

※次期計画である第6次千葉県男女共同参画計画 (令和8年度～) については、今後「骨子案」が提示される予定です。

(5) 白井市の動向

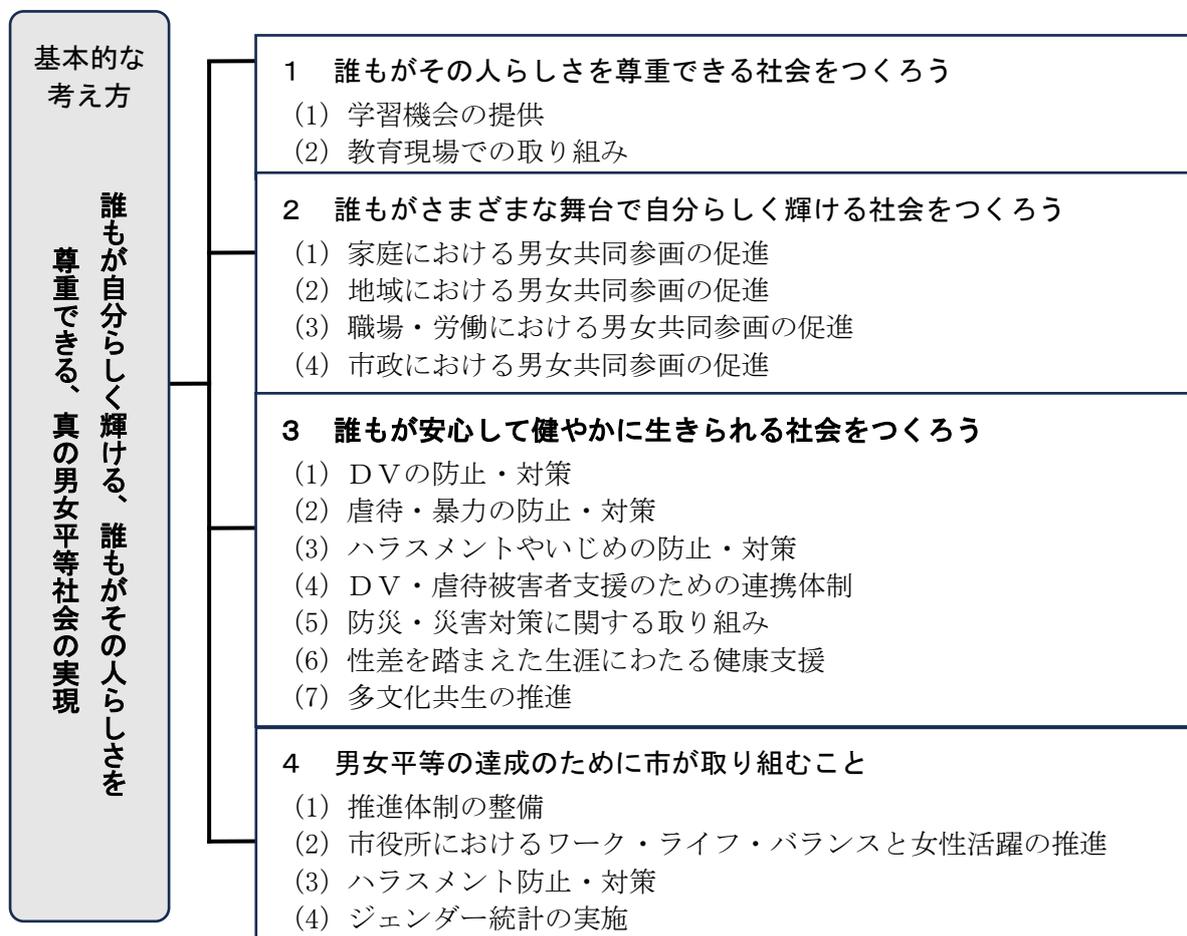
① 白井市男女平等推進行動計画の策定

白井市では、平成10年度に実施した「『男女共生』に関する住民意識調査」を踏まえ、『人権が尊重される真の男女平等社会の実現』を基本理念とする「白井市男女平等推進行動計画 ステッププラン21」（第1次計画：計画期間平成13年度～22年度）を策定しました。

また、平成23年度から27年度までの5カ年の計画として「白井市男女平等推進行動計画」（第2次計画）を策定しました。この第2次計画では、男女平等の達成に向けて取り組むということを表すため計画名称に引き続き「男女平等」を盛り込み、人権が尊重される真の男女平等社会の実現と多様な個性が認められる社会、みんなが協力し家庭や地域、職場に多様な能力や考え方を生かせる社会の実現を目指し、さまざまな取り組みを行ってきました。

そして、平成28年度には令和7年度までの10カ年の計画期間とする「白井市男女平等推進行動計画＜2016～2025＞」を策定しました。この計画では、ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の就労支援・キャリア形成の支援、地域活動への男女の参画促進、DVの防止と相談支援体制の強化等の取組を展開してきました。

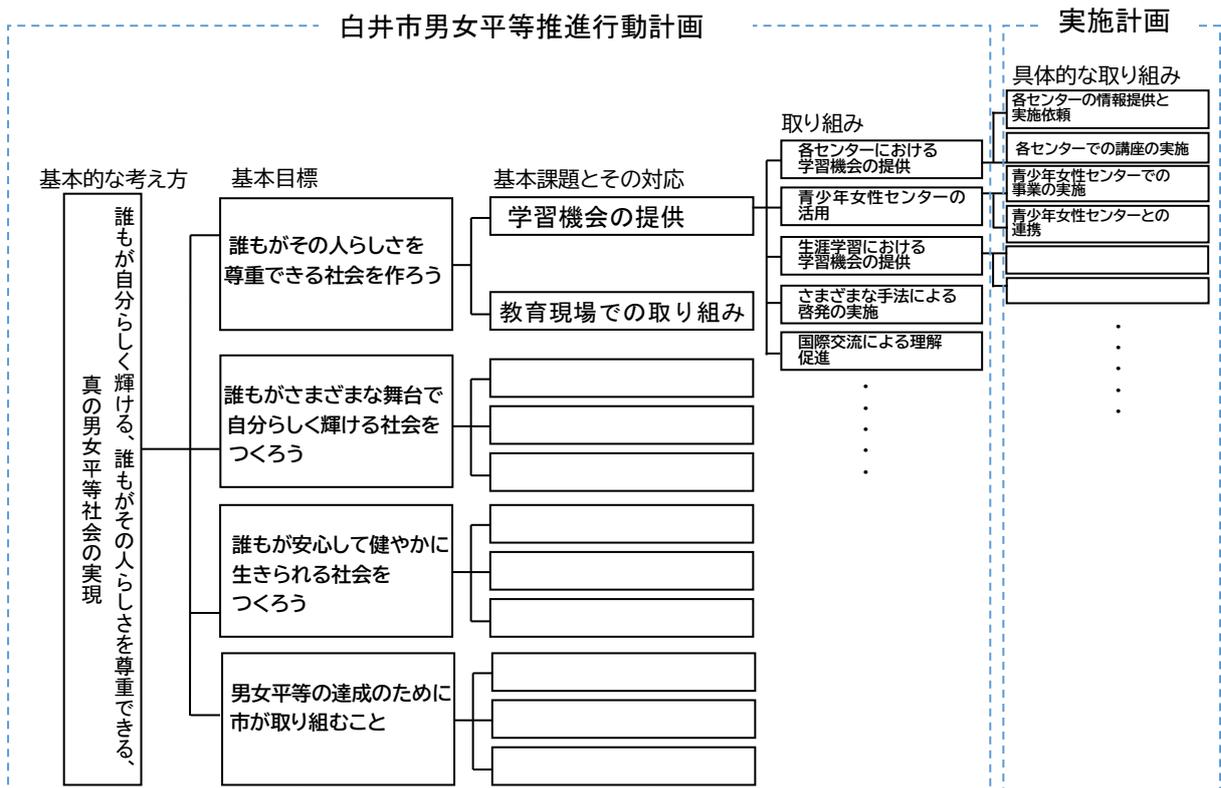
■「白井市男女平等推進行動計画＜2016～2025＞」の概要



■「後期実施計画＜2021～2025＞」について

白井市男女平等推進行動計画の基本理念・考え方の実現にむけて、男女共同参画の具体的な取り組みを計画的に実施するため前期・後期の5年に分けて策定、毎年進行管理を行っております。

133の具体的な取り組みについて、担当各課に前年度実施の有無や参加人数等照会を行い、男女共同参画推進委員会（内部推進体制）での確認を経て、男女共同参画推進会議（本審議会）で意見をいただいております。（下段図④）



男女平等推進行動計画実施計画 推進体制

